

## 両立支援対策の充実を目指す 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～ 令和6年11月30日までの 2年間

### 2. 内容

目標1：出生時育児休業及び育児介護に関する雇用環境整備を整える。

#### <対策>

- 令和4年11月～ 育児介護に対する現状と従業員のニーズについて調査
- 令和4年12月～ 就業規則及び育児介護に関する規定の変更  
※現在、特別有給休暇1日とする制度あり  
育児休業取得開始日から2日間を有給とする制度を導入する  
育児休業を利用しない従業員に対しては同月5日間の有給とする制度を導入する
- 令和4年12月～ 出生時育児休業及び育児介護に関する協定書の作成
- 令和4年12月～ 社員勉強会の実施
- 令和4年12月～ 産後パパ育休申出書フォーム作成（社員→会社へ提出用）

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。

男性社員・・・取得率を50%以上にする

女性社員・・・取得率を100%以上にする

#### <対策>

- 令和5年2月～ 休業中の社会保険料免除などについて周知する
- 令和5年3月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討  
（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施